

株式会社やさしい手基礎研修養成研修事業（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下「当社」という。）が実施する。

株式会社 やさしい手

東京都目黒区大橋 2-24-3 中村ビル 4 F

（目的）

第2条 高齢社会の中で福祉サービスに携わる人材の育成が求められている。当社は介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々の多様化するニーズに対応した専門的な知識・技術を有する介護職員の養成を目的とし、その方々が安心してより良い自立生活ができるように、対人理解や対人援助を行なうものとする。

また、訪問介護員 2 級課程修了者の質向上及び、訪問介護事業のサービス提供責任者配置基準により、必要性を感じているため本研修を実施する。将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきである事を踏まえて、より専門的な知識・技術を習得する為の機会とすることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員基礎研修課程 （通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

株式会社 やさしい手 介護職員基礎研修 150 時間コース（免除コース）

（年間事業計画）

第5条 平成 19 年度の研修事業は、別表 1 のとおり実施する。

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、次の(1)~(3)の全てを満たしている者とする。

(1)現在、株式会社 やさしい手に所属している者

(2)修学に支障のない心身ともに健康である者

(3)訪問介護員養成研修 2 級課程修了者で 1 年以上かつ 180 日以上実務経験があるもの者

* 実務経験の換算時期は、過去 5 年以内を有効とする。

(研修参加費用)

第 7 条 研修参加費用は次のとおりとする。

内 訳	金 額 (税込)	納付方法	納付期限
受 講 料	12,000円	一括納入	受講開始前日まで
内テキスト代	12,000円	一括納入	受講開始前日まで

(使用教材)

第 8 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

日本医療企画版

介護職員基礎研修テキスト 1～6 の 6 冊

(研修カリキュラム)

第 9 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表 2 のとおりとする。

(研修会場)

第 10 条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は別表 3 のとおりとする。

(担当講師)

第 11 条 研修を担当する講師は別表 4 のとおりとする。

(実習施設)

第 12 条 実習は免除とする。

(募集手続き)

第 13 条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申し込み用紙 (「 介護業務実務経験証明書 」 含む) に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あて通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- (4) 当社は受講料等の納付を確認した後、教材を発送一式する。

(科目の免除)

第 14 条 科目の免除は下記の通りとする。

科目名	時間数	150 時間コース
生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30	1
高齢、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	30	免除
高齢、障害者等の疾病、障害等に関する理解	30	免除
認知症の理解	30	
介護におけるコミュニケーションと介護技術	90	2 (30)
生活支援と家事援助技術	30	免除
医療及び看護を提供する者との連携	30	
介護における社会福祉援助技術	30	1
生活支援の為のアセスメントと計画	30	
介護職員の倫理と職務	30	免除
実 習	140	免除
合計受講時間	(500)	150

1 「生活支援の理念と介護における尊厳の理解」と 「介護における社会福祉支援技術」は、併せて 30 時間 (各 15 時間を目安とする) 行う事とする。

2 「介護におけるコミュニケーションと介護技術」は、30 時間行なう事とする。又、実務経験 1 年以上のものが、介護福祉士試験を受講する為に「介護技術講習会」を終了した場合は、「介護におけるコミュニケーションと介護技術」の受講を免除する。

(修了の認定)

第 15 条 修了認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し終了を認められた者とする。

(研修欠席者の扱い)

第 16 条 遅刻・早退に関しては、理由の如何にかかわらず認められない。欠席扱いとなる。

但し、電車遅延については、公共機関発行の遅延届の提出により研修開始から 10 分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合、事前・事後ともに「欠席届」を提出する。

(通信学習の実施方法)

第 17 条 通信学習の実施方法は下記の通りとする。

学習方法

通信学習は、「選択式+記述式」レポートを 6 回実施する。

解答後、合格の場合は、解答解説を配布し、本人による復習を実施する。

評価の方法

各レポートは、70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は、再提出とし、合格するまで再提出とする。

個別学習への対応方法は、質問用紙による対応を専門講師により実施する。

(補講について)

第 18 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了した者とみなす。ただし、補講にかかる受講料等については、講義 1 日につき 3,000 円、を受講生の負担とする。

また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者の定める金額による。

(受講の取り消し)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことがある。

- (1) 本研修あるいは当社名誉を毀損または秩序を乱したとき。
- (2) 故意に当社の施設・設備あるいは実習先の施設・設備等を毀損したとき。
- (3) 学習意欲が著しく欠け、研修の見込みがないと認められる者。
- (4) 感染症にかかっている者。
- (5) 講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の受講・実習の迷惑になる行為を行い、あるいは、講師や実習先の指示に従わず、改善が認められないと当社が判断したとき。
- (6) その他、処分を適当とする行為が有り、当社がそれを決定したとき。
- (7) やむを得ず定められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。

(修了証書等の交付)

第 20 条 第 15 条により修了を認定された者は、当社において東京都介護職員基礎研修事業実施要綱 9 に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理)

第 21 条 修了者の管理方法は次のとおりとする。

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、東京都で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。なおその際には発行手数料としてそれぞれ 1,000 円を負担するものとする。

(研修事業執行組織)

第 22 条 研修事業は当社介護事業本部 養成介護予防部 研修センターで行う。

(施行細則)

第 23 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認める時は、当社がこれを定める。

(附則) 第 1 条 この学則は平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

以上